

志木市中心市街地リノベーション事業補助金

志木市の地域経済及び地域社会の活性化を図るため、中心市街地区域内において住居や蔵などの建物をリノベーションし、新たに飲食店・小売店等の営業を開始していただく方に、改修に係る費用の一部を補助します。

概要

中心市街地区域内において、住居や蔵などの現に店舗として利用されていない建物を、リノベーションし、新たに飲食店、小売店等（※下記対象業種参照）の店舗として営業を開始する場合に、改修工事に係る費用の一部を補助する制度です。

補助内容	補助率	限度額	対象経費	備考
改修工事補助	1/2以内	40万円	内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、電気工事、ガス工事、サイン工事、設計に要する費用	1事業者につき1回限り

対象業種

日本標準産業分類に定める各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業又は飲食店に該当する事業

補助対象者

要件	
1	建物の所有者または賃借人（改修を行うことについて建物の所有者の同意を得ている）であること
2	市税を滞納していないこと
3	営業に必要な許認可、資格等を取得していること
4	補助金交付の年度内に、改修が完了し、店舗の営業を開始できること。
5	営業日が週4日以上、かつ、1日のうち午前10時から午後9時までの間に4時間以上営業し、3年以上継続すること。
6	この補助金の交付を受けたことがないこと。
7	暴力団の構成員ではないこと。また、資金提供その他運営に関与していないこと
8	風俗営業、宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する事業でないこと

申請書の提出

	提出書類	備考
1	志木市中心市街地リノベーション事業補助金交付申請書	第1号様式
2	事業計画書	第2号様式
3	市税の納税証明書（法人の場合は代表者の納税証明書）	
4	見積書、設計図	
5	建物の登記事項証明書	
6	法人の事項全部証明書	法人の場合
7	賃貸借契約書の写し	申請者が賃借人の場合
8	営業許可証の写し	許認可が必要な場合
9	誓約書	第3号様式
10	その他市長が必要と認めるもの	

補助対象区域



報告義務

- 店舗の営業を開始したときは、営業開始報告書（第10号様式）により報告が必要となります。
- 営業開始から3年を経過するまでの間、6か月ごとに実施状況報告書（第11号様式）により営業状況の報告が必要となります。

市ホームページ



問い合わせ

志木市役所市民生活部産業観光課
048-475-7360